

国の教育振興基本計画と野田市教育委員会基本方針との比較

●国の教育振興基本計画【第2期】(平成25年6月閣議決定)

・基本的な方向性(教育基本法第17条第1項に規定する方針)平成25年から29年度

基本的方向性	8つの成果目標	区分
1 社会を生き抜く力の養成	1 生きる力の確実な育成	国1
	2 課題探求能力の習得(大学教育の質的改善など)	国2
	3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得	国3
	4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等	国4
2 未来への飛躍を実現する人材の養成	5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成(高度な学習の機会提供、グローバル人材の育成など)	国5
3 学びのセーフティネット	6 意欲ある全ての者への学習機会の確保(教育費の負担軽減、貧困対策など)	国6
	7 安全・安心な教育研究環境の確保	国7
4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成	国8



●平成27年度野田市教育委員会基本方針

基本目標	施策	区分
【目標1】学校と地域社会が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。	(1) 確かな学力の向上	国1・2・5
	(2) 安全安心な学校づくり	国7
	(3) 特別支援教育の推進	国1・6
	(4) いじめ防止対策の推進	国1
	(5) 地域との連携の推進	国4・8
	(6) 学校の施設整備の充実	国7
	(7) 安全安心な施設の推進	国7
【目標2】一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。	(1) 生涯学習の充実	国3
	(2) 史跡や文化財の保存と活用	国3
	(3) 伝統文化の継承	国3
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実	国3
	(5) 文化の発信と振興	国3
	(6) 図書館機能の充実	国3
	(7) 施設・設備の充実	国3
【目標3】次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。	(1) 青少年の健全育成活動の推進	国8
	(2) 家庭教育学級の充実	国8
	(3) 青少年の非行防止及び環境浄化活動の推進	国8